

歩車道境界ブロック切下げ基準を改定します

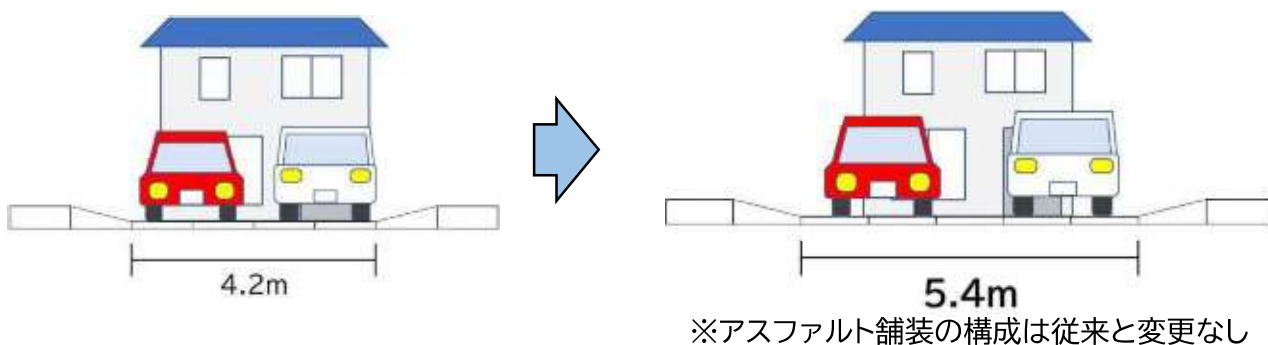
岐阜市道にある歩道を横断して敷地へ出入りする際の歩車道境界ブロック（縁石）の切下げ許可基準を、令和5年4月1日から改正します。

主な変更点は次の2点です。

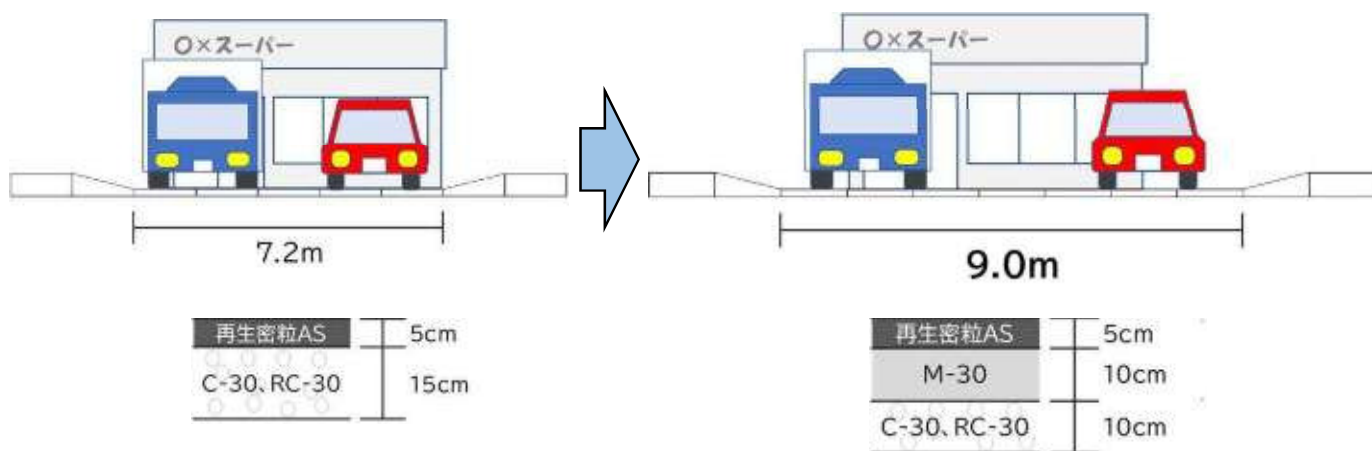
- ・有効な乗入幅の緩和
- ・アスファルト・コンクリート舗装の強靱化

令和5年4月1日以降に申請される道路承認工事施行承認申請については、以下の改正後の基準を満たすようにしてください。

●一般住宅(Aタイプ・アスファルト舗装)の例



●大型店舗(Bタイプ・アスファルト舗装)の例



そのほか変更点の詳細につきましては、裏面(別表)をご覧ください。